

公益財団法人新潟市国際交流協会  
評議員及び役員の報酬等の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟市国際交流協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等の支給の基準について定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条第1項で定める理事及び監事をいう。
- (3) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、役員のうち常勤役員以外の者及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(役員等の報酬)

第3条 協会は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、別表に定める限度額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬の額は、その職務、資格等を勘案して、代表理事が理事会の承認を得て定める。
- 4 非常勤役員等の報酬は、別表に定めるところによる。
- 5 役員には退職手当を支給しないものとする。

(報酬の支払日及び支払い方法)

第4条 常勤役員の報酬の支払日及び支払い方法は、給与規程に準ずる。

- 2 非常勤役員等の報酬は、その都度、現金で支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第5条 協会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人新潟市国際交流協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

別表 役員等の報酬（第3条関係）

区 分	報酬の額
常勤役員等の報酬	年間780万円までを限度とする
非常勤役員等の報酬	理事会及び評議員会に出席、またはそれ以外で職務を行うために要する費用として、その都度一人一律1万3千円を支給する
監事の報酬	理事会及び評議員会に出席、またはそれ以外で職務を行うために要する費用として、その都度一人一律1万3千円を支給する